

議案第50号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及びさいたま市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及びさいたま市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例及びさいたま市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員) 第27条 [略] 2 家庭支援専門相談員は、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。	(職員) 第27条 [略] 2 家庭支援専門相談員は、 <u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u> 、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
3～7 [略]	3～7 [略]
(乳児院の長の資格等)	(乳児院の長の資格等)
第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設府令第22条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行	第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設府令第22条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行

う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

(2)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

(3) [略]

(4) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府令第22条の2第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ [略]

2 [略]

（母子生活支援施設の長の資格等）

第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設府令第27条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(3) [略]

(4) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府令第27条の2第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ [略]

2 [略]

（母子支援員の資格）

第38条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(4) [略]

(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(5) [略]

う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府令第22条の2第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ [略]

2 [略]

（母子生活支援施設の長の資格等）

第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設府令第27条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府令第27条の2第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ [略]

2 [略]

（母子支援員の資格）

第38条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) [略]

<p>(職員)</p> <p>第56条 [略]</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(児童養護施設の長の資格等)</p> <p>第57条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設府令第42条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 市長が<u>前各号</u>に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府令第42条の2第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第90条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 家庭支援専門相談員は、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>5・6 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第56条 [略]</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u>、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(児童養護施設の長の資格等)</p> <p>第57条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設府令第42条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 市長が<u>前3号</u>に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府令第42条の2第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第90条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u>、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>5・6 [略]</p>
--	--

(児童心理治療施設の長の資格等)

第91条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設府令第74条第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

(1)・(2) [略]

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(3) [略]

(4) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府令第74条第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの
ア～ウ [略]

2 [略]

(職員)

第98条 [略]

2 家庭支援専門相談員は、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3～6 [略]

(児童自立支援施設の長の資格等)

第99条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条に規定する人材育成センター（以下この条において「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(3) [略]

(4) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が5年以上（人材育成センターが行う講習

(児童心理治療施設の長の資格等)

第91条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設府令第74条第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府令第74条第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの
ア～ウ [略]

2 [略]

(職員)

第98条 [略]

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3～6 [略]

(児童自立支援施設の長の資格等)

第99条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条に規定する人材育成センター（以下この条において「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が5年以上（人材育成センターが行う講習

<p>課程を修了した者にあっては、3年以上) であるもの ア～ウ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(児童自立支援専門員の資格)</p> <p>第100条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者</u></p> <p><u>(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>(児童生活支援員の資格)</p> <p>第101条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者</u></p> <p><u>(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(3) [略]</p>	<p>課程を修了した者にあっては、3年以上) であるもの ア～ウ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(児童自立支援専門員の資格)</p> <p>第100条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>(児童生活支援員の資格)</p> <p>第101条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p>
---	---

(さいたま市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和6年さいたま市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(児童指導員の資格)</p> <p>第21条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(3)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(4)～(10) [略]</p>	<p>(児童指導員の資格)</p> <p>第21条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)～(10) [略]</p>

2 前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則別表第1に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

2 前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。